

2 道路啓開計画の策定状況等

(1) 制度概要等

道路啓開に係る平時の備えについては、まず、発災時に道路管理者が道路啓開を実施する方針・計画をあらかじめ定めておくことが重要であると考えられる。具体的には、道路啓開を要する災害の想定、優先的に道路啓開を実施するルート（道路啓開候補路線）やその際の手順、啓開作業に必要な人員及び資機材の確保方法等が想定される。

この点、法では、道路啓開の方針・計画について、特に規定されていない。防災基本計画においては、道路啓開計画に定める具体的な事項は明示されていないものの、道路管理者は「道路啓開等を迅速に行うため、協議会¹²の設置等による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するもの」とされている。

なお、手引きでは、道路管理者間や関係機関との情報共有・連携について、①地方整備局等には、各道路管理者の道路啓開候補路線の被災状況を速やかに収集し、道路啓開の必要性を判断することが求められる、②そのためには、関係する道路管理者で構成された協議会等により、あらかじめ、被災情報の連絡方法や道路啓開候補路線、区間指定の決定方法等について共有しておく必要がある、③協議会等には、必要に応じて関係機関の参加を求め、各関係機関との連絡手段等について事前に取り決めておくことが望ましいなどとされている。

(2) 調査結果

今回、当省が地方整備局の管轄区域ごとに、5 地方整備局、8 都道府県及び 16 市区町村における道路啓開計画の策定や、計画に基づく訓練の実施などの取組状況を調査したところ、以下①～③のような状況がみられた（なお、地方整備局及び地方公共団体ごとの状況は、ア～オを参照）。

- ① 首都直下地震や南海トラフ地震といった大規模な地震による被害が想定される地域では、国が主体となって関係機関で構成される協議会を設置し、同協議会での検討を経て道路啓開計画を策定し、地域としての対応方針を定めている。
- ② また、国が主体となって策定した道路啓開計画を踏まえて、独自の計画や作業手順書等を策定する地方公共団体があるなど、地域として道路啓開のための取組が一定程度進んでいる。
- ③ 一方で、①及び②以外の地域では、大規模な地震ほどの地域でも起こり得るにもかかわらず国を主体とした協議会は設置されておらず、道路啓開計画を策定するには至っていない。また、国を主体とした道路啓開のための対応方針が定まっていないことから、これらの地域における個々の地方公共団体においても、道路啓開のための取組に課題がみられる。

¹² 協議会については、道路法第 28 条の 2 の規定に基づき設置されているものもある。なお、当該規定は道路法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 30 号）によって新たに盛り込まれたものであり、大規模災害が発生した場合の道路啓開路線の選定等を進めるために、関係道路管理者や関係地方公共団体等による協議会を道路法上位置付け、協議が整った事項について構成員に尊重義務を課すこととされたものである。

ア 関東地方整備局管内の状況

(ア) 関東地方整備局における取組状況

a 首都直下地震を対象とした道路啓開計画の内容等

関東地方整備局では、首都直下地震発災後の速やかな道路啓開を実施すべく、各道路管理者や救命救助活動等に従事する関係機関が連携し、一体的かつ状況に合わせた的確な道路啓開の在り方を検討し、各道路管理者の道路啓開計画に資することを目的として、平成26年7月に、関係省庁や東京都、首都圏の高速道路を管理する高速道路会社などを構成員とする「首都直下地震道路啓開計画検討協議会」を設立し、27年2月に「首都直下地震道路啓開計画」を策定している。

同計画では、東京23区内で震度6弱以上の地震が発生した場合に、全国各方面からのアクセスが可能となるよう、都心に向けた放射状の8方向からの優先啓開ルート（同計画における道路啓開候補路線）が設定され、郊外から一斉に道路啓開を行うための計画となっている。

なお、優先啓開ルートは国道、都道及び高速道路で構成されており、市区町村道は含まれていない。また、国道及び高速道路については、都内だけではなく都心に接続する埼玉県、千葉県、神奈川県などの路線も一部含まれているが、各県が管理する県道は含まれていない。

b 訓練の実施状況

関東地方整備局では、毎年、首都直下地震道路啓開計画に基づく道路啓開の手順や情報連絡体制の実効性を確認するため、首都直下地震防災訓練を実施している。同訓練では、協定を締結している民間団体等の関係機関も参加した道路啓開実働訓練が行われている。

(イ) 東京都における取組状況

a 道路啓開計画の内容等

東京都は、関東地方整備局からの呼び掛けを受けて、首都直下地震道路啓開計画検討協議会の構成員となっており、発災時の道路啓開は首都直下地震道路啓開計画を踏まえて行うこととしている。

また、都では緊急道路障害物除去路線¹³を設定しており、当該路線には都道に加えて一部の市区町村道も含まれている。当該路線は市区町村道も含め、都と協定を締結した民間団体の事業者が、割り当てられた区間の啓開作業を行うこととしている。

¹³ 緊急道路障害物除去路線は、地域防災計画で定める防災拠点間を結ぶ緊急輸送道路（第一次～第三次）等から構成されている。なお、首都直下地震道路啓開計画の道路啓開候補路線（八方向作戦）の対象都道は緊急輸送道路（第一次）に位置付けられている。

b 訓練の実施状況

東京都では、道路啓開の手順を確認するために、年 1 回実施している総合防災訓練の中で、都や市区町村、協定を締結した民間団体が連携し、道路啓開実働訓練を実施している。

(ウ) 区（江東区及び新宿区）における取組状況

a 江東区における取組状況

江東区では、東京都の緊急輸送道路等を踏まえ、それを補完する形で救急医療機関や避難所等の各防災拠点をつなぐ緊急道路障害物除去路線を設定している。

また、平成 30 年度に独自に「緊急道路障害物除去路線道路啓開作業マニュアル」及び「災害対策基本法に基づく車両移動に関する運用マニュアル」を策定し、両マニュアルに基づき、区の職員や協定を締結する民間事業者等が啓開作業を行うこととしている。

b 新宿区における取組状況

新宿区では、東京都が設定した緊急道路障害物除去路線等を踏まえ、それを補完する形で救急医療機関や避難所等の各拠点を結ぶ緊急道路障害物除去路線を設定している。

(エ) 埼玉県における取組状況

a 道路啓開計画の内容等

埼玉県では、首都直下地震道路啓開計画検討協議会が首都直下地震道路啓開計画を策定したことを契機に、同計画を踏まえた県の道路啓開計画を策定するため、平成 28 年 9 月に、関東地方整備局（大宮国道事務所及び北首都国道事務所）のほか、政令市であるさいたま市も構成員となっている「首都直下地震埼玉県道路啓開調整会議」を設置している。

同会議での協議を踏まえ、平成 29 年 3 月に「埼玉県道路啓開計画」が策定されている。県は独自の計画の策定理由として、首都直下地震道路啓開計画は、埼玉県南東部の外環道以南の地域を対象範囲に含んでいるものの、首都機能が集積する東京都心部へのルート確保を主な目的としており、埼玉県全域の道路啓開活動に関する計画ではないことを挙げている。埼玉県道路啓開計画では、発災時における国、県及びさいたま市の連絡体制や指揮命令系統、道路啓開の実施手順等について規定されており、同計画で設定された優先啓開ルート（同計画における道路啓開候補路線）には、国道、県道及び高速道路に加え、一部市道も含まれ、県内全域の主要防災拠点に通ずる路線を道路啓開対象として含むものとなっている。

また、県の出先機関であるさいたま県土整備事務所が事務局となり、管轄区域内市町村、関東地方整備局大宮国道事務所及び北首都国道事務所が

参加する「さいたま県土整備事務所管内災害対応連絡協議会」において、県から管轄区域内の市町村に対して、埼玉県道路啓開計画の内容についての説明が行われるなど、同計画の内容は県内市町村にも共有されている。

なお、埼玉県では、首都直下地震埼玉県道路啓開調整会議の設置と同時に、「埼玉県道路啓開計画担当者会議」を設置している。同会議は年1回定期開催され、埼玉県道路啓開計画策定後も、同計画に対する課題点や疑問点の共有、今後の検討課題に係る担当者間の議論の場として活用されている。

b 訓練の実施状況

埼玉県では、埼玉県道路啓開計画等の実効性を高めるため、年1回、県内の複数の出先機関において、協定を締結した民間団体と合同で道路啓開訓練を実施している。

また、埼玉県及びさいたま市では、それぞれ毎年、九都県市合同防災訓練¹⁴の中で訓練内容の一つとして道路啓開訓練を実施している。

(オ) 市（さいたま市及び川口市）における取組状況

a さいたま市における取組状況

さいたま市では、埼玉県道路啓開計画に基づき、平成27年11月に優先啓開ルート（同市における道路啓開候補路線）の選定を行っている。

また、災害発生時に埼玉県との連絡体制をとり、円滑かつ確実に初動対応に当たれるよう、首都直下地震埼玉県道路啓開調整会議等において連携強化を図っている。

b 川口市における取組状況

川口市は平成26年3月の川口市地域防災計画の改定に合わせ、同月に道路啓開に関する「道路災害応急対応マニュアル」を策定している。同マニュアルでは、①緊急輸送道路に指定されている路線、②病院、区役所、警察署、消防署等防災関係機関を結ぶ路線、③主要な防災拠点に接続する路線の順で優先して道路啓開を実施すると規定されている。

イ 中部地方整備局管内の状況

(ア) 中部地方整備局における取組状況

a 南海トラフ地震を対象とした道路啓開計画の内容等

中部地方整備局では、近い将来発生が懸念されている東海・東南海・南海地震など、南海トラフを震源とする巨大地震に備え、被害の最小化を図る方策について議論を進めることを目的として、平成23年8月に関係する

¹⁴ 九都県市合同防災訓練は、首都圏の都県及び政令市の9都県市が毎年、各都県市の会場において合同で実施している防災訓練で、大規模災害を想定し、九都県市の連携協力体制の充実・強化を図ること等を目的として実施されている。なお、令和2年度は川口市が埼玉県の訓練会場となったことから、同市も共催で訓練を実施し、放置車両の移動手順の確認などを行った。

地方公共団体や高速道路会社等を構成員とする「中部地方幹線道路協議会道路管理防災・震災対策検討分科会」を設置し、24年3月に「中部版くしの歯作戦（道路啓開オペレーション計画）」を策定している。

中部版くしの歯作戦では、内閣府の津波被害想定を基に、被害が想定される沿岸部の3県（静岡県、愛知県及び三重県）の緊急輸送道路の中から、南海トラフ巨大地震発災時に優先的に被災状況の情報収集と道路啓開を行うくしの歯ルート¹⁵（同作戦における道路啓開候補路線）が選定されている。

また、中部版くしの歯作戦では、道路啓開に当たって被災情報の収集から関係機関や道路利用者等への情報提供までの流れに沿って具体的手順が示されているほか、くしの歯ルートについて、早期に太平洋沿岸部及び防災に係る拠点へ到達することを目的に、ルートごとに被害想定、必要資機材量、拠点事務所、参集場所、資材置場、担当業者の割り付けが整理されている。

b 訓練の実施状況

中部地方整備局では、南海トラフ地震を想定した広域連携防災訓練や道路啓開実動訓練を実施している。広域連携防災訓練では、情報伝達手順等を県等の関係機関と確認する訓練を実施している。また、道路啓開実動訓練では、初動期の活動内容の検証や、大規模停電対応時の連携確認等を行っている。

(イ) 静岡県における取組状況

a 道路啓開計画の内容等

静岡県では、中部版くしの歯作戦を踏まえて、県内の各地域の実情に応じて、災害時の情報収集、連絡体制、道路啓開候補路線や啓開手順などの方針を取りまとめる必要があると判断し、県内の東部・中部・西部地域それぞれにおいて、国、県、市町や建設業協会等を構成機関とする「道路啓開検討会¹⁶」を設置している。

各地域の道路啓開検討会の協議を経て、①「静岡県中部地域における道路啓開基本方針・行動計画」（平成27年3月）、②「静岡県東部地域における道路啓開基本方針・行動計画」（平成28年3月）、③「道路啓開オペレーション計画（静岡県西部版）」（平成29年3月）が策定されるとともに、地域ごとの作業手順書が策定されている。

これらの道路啓開計画では、中部版くしの歯作戦のくしの歯ルートについて啓開を実施する際の国（国土交通省）、静岡県、各市町、民間事業者等の関係機関の役割が明らかにされるとともに、各関係機関が今後取り組む

¹⁵ くしの歯ルートは啓開作業を行う優先度順にSTEP1（広域支援ルート：くしの「軸」となる高速道路、直轄国道等のルート）、STEP2（被災地アクセスルート：くしの「歯」となり、STEP1から沿岸部の被災地へのアクセスルート）及びSTEP3（沿岸沿いルート：被災地の沿岸沿いのルート）に区分されている（資料編 資料2-⑤）。

¹⁶ 同検討会では、県と中部地方整備局の出先機関である河川国道事務所等が共同で各検討会の事務局を務めている。

べき課題や 3 地域それぞれにおける被災情報の収集から道路啓開の実施、道路利用者への情報提供に至るまでの流れに沿った具体の手順が示されている。

b 訓練の実施状況

静岡県では、道路啓開訓練も 3 地域それぞれにおいて実施されている。そのうち、静岡県中部地域では、中部地方整備局及び県が中心となり、毎年、市町も参加した道路啓開訓練が実施されており、訓練から得られた課題は中部地域の道路啓開検討会において関係機関に共有され、次年度以降の訓練課題とするなど、その後の対策につなげている。

(ウ) 市（焼津市及び藤枝市）における取組状況

焼津市及び藤枝市は「静岡県中部地域道路啓開検討会」の構成員となり、道路啓開計画等の策定や見直しに関する協議に参加している。

a 焼津市における取組状況

焼津市では、同市が道路管理者である市道について、道路啓開を実施する優先順位付けや道路啓開候補路線が設定されていないことを以前から課題と認識し、令和 2 年度から、道路啓開計画を策定するための検討を開始しており、令和 5 年度末までに策定予定としている。

b 藤枝市における取組状況

藤枝市では、道路啓開計画や作業手順書の策定には至っていないが、啓開を行う路線の優先度をあらかじめ定めておく必要があると判断し、令和 2 年 3 月に既存の緊急輸送ルート¹⁷に啓開順位を盛り込んだ緊急輸送ルート図を策定している。

(エ) 愛知県における取組状況

a 道路啓開計画の内容等

愛知県では、独自の協議会は設置していないが、中部地方整備局が中心となって組織する中部地方幹線道路協議会道路管理防災・震災対策検討分科会の構成員として、中部版くしの歯作戦の策定及び改定に関与している。同県における道路啓開計画に必要な事項については同作戦に定められているとして、発災時の道路啓開は同作戦に基づいて行うこととしている。

¹⁷ 藤枝市が設定している「緊急輸送ルート」は南海トラフ地震具体計画で定める緊急輸送ルートを指すものではなく、静岡県広域受援計画に位置付けられた「緊急輸送ルート」を指す。静岡県広域受援計画の緊急輸送ルートは、発災後における被災地や拠点・施設等への進出経路であり、中部版くしの歯作戦に規定するくしの歯ルートと拠点・施設等への進出ルート（主に東名・新東名 IC から災害時の活動拠点や施設（災害拠点病院等）等までを接続するルートであり、原則として緊急輸送路（静岡県における緊急輸送道路）から選定）で構成される。

また、同県では、中部版くしの歯作戦に基づき道路啓開作業に当たるため、平時に備えておくべき事項や発災後の道路啓開の具体の手順などを定めた「道路啓開作業マニュアル」を令和4年1月に策定している。

b 訓練の実施状況

愛知県では年1回、県内市町村と合同で南海トラフ地震を想定した地震・津波防災訓練を実施し、その訓練内容には道路啓開に関する情報伝達や実動訓練も含まれている。

なお、同訓練には中部地方整備局も参加している。

(オ) 市（名古屋市及び豊橋市）における取組状況

a 名古屋市における取組状況

名古屋市では、中部版くしの歯作戦の策定を契機に、これを補完する計画が必要であると判断し、平成27年に、国、県等の道路管理者や港湾管理者、愛知県警察本部、ライフライン事業者（電力・ガス・通信）、建設業団体など関係機関で構成される「名古屋市道路啓開計画策定に向けた勉強会」を設置している。また、同勉強会における協議を経て平成28年3月に「名古屋市道路啓開計画」を策定している。

名古屋市道路啓開計画は、中部版くしの歯作戦との整合性をとり、同作戦を実施する上で必要な災害時の道路啓開活動における作業手順や留意事項を定めているものとなっている。

b 豊橋市における取組状況

豊橋市は、独自の道路啓開計画を策定していないが、平成14年に同市が東海地震に係る地震防災対策強化地域に指定されたことを契機に「緊急道路啓開作業班別行動マニュアル」を策定している。同マニュアルでは、市が行うべき地震発生後の班編成から、啓開作業終了までの間の各班の標準的な作業内容・手順が定められている。

ウ 四国地方整備局管内の状況

(ア) 四国地方整備局における取組状況

a 南海トラフ地震を対象とした道路啓開計画の内容等

四国地方整備局では、南海トラフ地震などの大規模災害における道路啓開について関係機関の連携・協力により強力かつ着実に推進していくことを目的として、平成27年2月に、関係する地方公共団体や高速道路会社、関係機関等を構成員とする「四国道路啓開等協議会」を設置し、28年3月に「四国広域道路啓開計画」を策定している。

同計画では、中央防災会議が公表した被害想定¹⁸に基づき、瀬戸内側から太平洋側へ向けて効率的かつ迅速な道路啓開を行うことを目的に、道路啓開の目標、対象道路、具体的な実施方法、事前に備えておくべき事項等が規定されている。

また、同計画では、道路啓開候補路線として、中央防災会議幹事会の南海トラフ地震具体計画に規定された緊急輸送ルート¹⁹のうち、瀬戸内側から被害の大きい太平洋側へ進出するための進出ルート²⁰が8ルート設定され、発災時は主に、進出ルートを優先的に啓開することとされている。²¹

b 訓練の実施状況

四国地方整備局では、道路啓開の手順や情報連絡体制の実効性の確認等を行うため、高知県において南海トラフ地震を想定した道路啓開訓練を実施している。

同訓練では、関係省庁や管内自治体と連携し合同開催により救助・救出、道路啓開等の大規模な実動訓練を実施している。

(イ) 徳島県における取組状況

a 道路啓開計画の内容等

徳島県では、四国道路啓開等協議会が策定した四国広域道路啓開計画を踏まえ、同計画と連携する県独自の計画の策定が必要であると判断し、平成28年10月に四国地方整備局、徳島県警察、民間団体等の関係機関を構成員とする「徳島県道路啓開計画策定等協議会」を設置し、同協議会での協議を踏まえ、平成29年3月に「徳島県道路啓開計画」を策定している。

徳島県道路啓開計画は、四国広域道路啓開計画が策定されたことを受け、これを補完する県の計画として、あらかじめ道路啓開の手法や実施手順等について具体的に定めることを目的として策定されたものである。

徳島県道路啓開計画では、道路啓開の対象道路（同計画における道路啓開候補路線。以下「啓開対象道路」という。）は地域防災計画に基づく緊急輸送道路及び緊急輸送道路を補完する道路とされており、国道、県道、高速道路及び市町村道が含まれるが、そのうち、四国広域道路啓開計画に定められた進出ルートの啓開を優先的に行うこととしている。また、啓開対

¹⁸ 中央防災会議では、南海トラフ地震の被害想定として、平成24年8月に「南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等（第二次報告）」及び「被害想定（第一次報告）」、25年3月に「南海トラフ巨大地震の被害想定について（第二次報告）」を公表している。

¹⁹ 緊急輸送ルートの説明はp.7の脚注11を参照

²⁰ 進出ルートは、四国広域道路啓開計画において、南海トラフ地震具体計画で定める緊急輸送ルートのうち、優先的に啓開作業を行う路線として瀬戸内側から被害の大きい太平洋側へ進出するために必要なルートを設定したもの。四国広域道路啓開計画では、瀬戸内側から太平洋沿岸部に向けた扇形に設定されている。（資料編 資料2-⑦）

²¹ 進出ルートについては、各道路管理者が自ら管理する道路の啓開を行うとともに、四国地方整備局から国土交通省本省へ行う要請により、建設業者等から成る支援部隊が四国島外から派遣され、啓開を支援する。

また、進出ルートに含まれない細部にわたる県道や市町村道等の道路の啓開は、進出ルートの啓開後に各道路管理者が各県の道路啓開計画に基づき行うこととしている。

象道路のうち、直轄国道、県道及び市町村道については、県が協定を締結した民間団体の事業者に作業を要請することとしている。

また、当初策定された道路啓開計画では、重要施設（病院、消防署等）につながる道路（重要施設アクセス道路²²）の道路啓開が想定されていなかったが、協議会の場で構成員から提言を受け、計画の見直しが行われている。

なお、県内の市町村は徳島県道路啓開計画策定等協議会の構成員となっていないが、道路啓開計画策定時には関係市町村向けの説明会を開催し、意見を聴取したほか、令和元年度及び2年度に啓開対象道路として重要施設アクセス道路を追加した際には、当該道路には市町村道も多く含まれることを踏まえ、関係する市町村も協議会に参加している。

b 訓練の実施状況

徳島県では、県主催の津波対応訓練において、道路啓開に関する協定を締結した民間団体と情報伝達訓練を実施している。

(ウ) 市（徳島市及び小松島市）における取組状況

徳島市及び小松島市では、独自の道路啓開計画及び作業手順書は策定していないが、両市が管理する道路のうち、徳島県道路啓開計画に含まれる部分については、同計画に基づき啓開作業が行われる。また、それ以外の道路については、それぞれ民間事業者等と協定や覚書を締結しており、災害時にはそれらに基づき啓開作業を要請することにより対応するとしている。

(エ) 高知県における取組状況

a 道路啓開計画の内容等

高知県では、南海トラフ地震の対策を県の重要施策と認識しており、東日本大震災の被害を踏まえ、平成26年7月から四国地方整備局、高知県警察、民間団体等の関係機関を構成員とする「高知県道路啓開計画作成検討協議会」において協議を行い、平成28年2月に「高知県道路啓開計画」を策定している。

高知県道路啓開計画では、南海トラフ地震発生直後の病院への負傷者の搬送や支援物資の受入れなどを円滑に行えるよう、優先して通行を確保すべき防災拠点、揺れによる斜面崩壊や津波浸水などの想定される被災を考慮した啓開ルート（同計画における道路啓開候補路線）、道路啓開を行う建設業者や手順が定められており、啓開ルートには、国道、県道、高速道路のほか、市町村道も含まれている。これを国や警察等の関係機関が認識・共有することにより、地震発生後における早期の道路啓開を目指すことを目的としている。

²² 徳島県道路啓開計画では緊急輸送道路及び緊急輸送道路を補完する道路と、防災活動拠点の重要施設（災害拠点病院、警察署、消防署、役場等）を直接接続する道路を重要施設アクセス道路として設定し、啓開対象道路に含めている。

また、高知県では、同計画において、自らが管理する指定区間外の国道及び県道のほか、県内の市町村道等含め、県が一元的に道路啓開を行うこととしている。

このため、啓開ルートの設定に当たっては、同県は、県内の各市町村に地域の防災拠点の選定を依頼し、報告を受けた上で、県内 6 か所の県土木事務所において周辺市町村とのブロック会議を開催し、高知県道路啓開計画策定のための防災拠点の選定に係る協議を行った。また、道路啓開計画の策定後も、同様に県内 6 か所で周辺市町村との実務担当者会を開催し、道路啓開計画見直しに係る協議を行っている。

b 訓練の実施状況

高知県では、高知県道路啓開計画に基づき、四国地方整備局（土佐国道事務所）と同県の合同開催による道路啓開実動訓練及び関係機関との情報伝達訓練がそれぞれ年 1 回実施されている。そのうち、情報伝達訓練には、県内市町村も参加し、建設業協会支部への支援要請や被災情報の共有等の訓練が行われている。また、訓練から得られた課題や参加機関からの意見を県が取りまとめ、高知県道路啓開計画作成検討協議会で共有するとともに、災害対応の見直しにつなげている。

(オ) 市（高知市及び四万十市）における取組状況

高知市及び四万十市では、独自の道路啓開計画及び作業手順書は策定していないが、高知県道路啓開計画に含まれる市道については、同計画に基づき、県による啓開作業が行われる。また、それ以外の道路については、それぞれ民間事業者等と協定や覚書を締結しており、災害時にはそれらに基づき啓開作業を要請することにより対応している。

エ 北陸地方整備局管内の状況

(ア) 北陸地方整備局における取組状況

a 道路啓開計画等の策定状況

北陸地方整備局では、管内の地震等の災害を想定した道路啓開計画は策定しておらず、協議会等の設置もされていないが、この理由について、局内業務の優先順位を考慮した結果、これまで検討がされてこなかったものであり、令和 3 年度から策定に向けた検討を開始したとしている。

b 訓練の実施状況

北陸地方整備局では地震を想定した道路啓開訓練を主催していないが、新潟県及び県内の市が実施する実動訓練に参加し、民間事業者等への連絡や道路上の瓦れきの撤去作業等の訓練を実施している（以下、(イ)b 参照）。

なお、豪雪を想定した車両移動訓練は、年 1 回管内の各国道事務所で実施しており、移動手続等を確認している。

(イ) 新潟県における取組状況

a 道路啓開計画等の策定状況

新潟県では、道路啓開計画を策定していないが、この理由について、次の①から③のとおりであるとしている。

- ① 国が道路啓開計画の策定等に関する協議会等を設置しておらず、また同県を含めた道路啓開計画の検討も行われていない状況の中で、県が単独で道路啓開計画を策定したとしても、当該計画について他の道路管理者等との調整や修正が必要になり、かえって非効率であること。
- ② 法第 76 条の 6 に規定されている車両移動等を伴う道路啓開は、津波による大規模な被害が想定されていると考えられるが、県内ではこのような被害は想定していないこと。
- ③ 土砂撤去等に起因する道路啓開は災害時に随時実施していることから、これまでのところ、道路啓開計画が未策定であることによる支障はないこと。

また、同県では、道路啓開計画や車両移動等に係る独自の作業手順書等は策定していないことから、仮に道路啓開時に車両移動等が必要となる際には、手引きを参照するとしている。

b 訓練の実施状況

道路啓開の手順を確認する訓練については、県が年 1 回、県内の市町村と合同で実施している総合防災訓練の中で行われている。訓練の主催は県及び市町村であるが、北陸地方整備局も訓練に参加している。

(ウ) 市（上越市及び南魚沼市）における取組状況

上越市及び南魚沼市では、道路啓開計画及び作業手順書は策定していないが、この理由について、上越市では上記（イ） a の理由①と同様の理由を挙げている。また、南魚沼市では、同市の管理する道路はいずれも区間距離が短く（長いものでも 10 キロ未満）、区間内に迂回路となる枝道も多くあるため、発災時に道路啓開が必要なケースが想定されないことを挙げている。

オ 近畿地方整備局管内の状況

(ア) 近畿地方整備局における取組状況

a 道路啓開計画等の策定状況

近畿地方整備局では、南海トラフ地震の指定地域となっている大阪府、兵庫県及び和歌山県について、それぞれを対象区域とする協議会を設置しており、大阪府及び兵庫県においては各府県及び政令市が、和歌山県にお

いては県及び全市町村が、それぞれ協議会の構成員となっている。また、これらの協議会における協議を経て、南海トラフ地震の被害を想定した府県ごとの道路啓開計画が策定されている。

一方で、同局は、南海トラフ地震の指定地域となっていない福井県については、同県を対象とする協議会の設置や道路啓開計画の策定はしていない。

同局では、この理由について、南海トラフ地震が発生する可能性が高い府県を優先して道路啓開計画を策定した結果、指定地域でない福井県については策定されていないものであるとしている。同局では、管轄区域内の道路啓開計画を策定していない府県（福井県、滋賀県、京都府及び奈良県）についても、今後、道路啓開計画の策定の必要性・緊急性を検討した上で、順次策定に向けた取組を進めたいとしている。

b 訓練の実施状況

近畿地方整備局では、南海トラフ地震の想定地域については毎年、大阪府堺市²³と合同で、和歌山県沖での地震を想定した総合防災訓練を実施しており、その中に道路上の障害物撤去や車両移動等を含む道路啓開実動訓練も含まれている。

また、福井県内の訓練の実施状況についてみると、道路除雪業務については、近畿及び北陸両地方整備局が合同で、車両移動訓練を内容に含む大雪対応合同訓練を実施しており、同県も参加している。しかし、同県内において、地震を想定した地方整備局と地方公共団体との合同訓練は実施されていない。

(イ) 福井県における取組状況

a 道路啓開計画等の策定状況

福井県では、道路啓開計画及び作業手順書を策定していないが、この理由について、①南海トラフ地震等の特別措置法等の対象地域となっていない、②過去の災害時において県管理道の啓開が喫緊課題となった事例はない、③地域防災計画等の他の計画等により対応可能であることなどを挙げている。

b 訓練の実施状況

福井県は毎年度、県内市町と連携した総合防災訓練を実施しており、訓練内容には自衛隊や消防機関等による通行不能道路の啓開作業やレッカー車による車両のけん引・撤去が含まれている。

²³ 平成 24 年に堺市内に基幹的広域防災拠点が設置されたことから、近畿地方整備局では、災害時の同拠点の機能向上を図るため、堺市と合同訓練を行っている。

(ウ) 市（福井市及び坂井市）における取組状況

福井市及び坂井市では、道路啓開計画及び作業手順書は策定していないが、この理由について、福井市では上記（イ）a の理由③と同様の理由を挙げるとともに、同市が管理する市道には迂回路となる枝道も多くあるため、発災時に道路啓開が必要なケースが想定されないことを挙げている。また、坂井市も同様に、同市が管理する市道には迂回路となる枝道も多くあるため、発災時に道路啓開が必要なケースが想定されないことを挙げている。

(総括)

上記のとおり、当省が調査した 5 地方整備局、8 都道府県及び 16 市区町村のうち、首都直下地震や南海トラフ地震といった大規模な地震の発生が想定される地域では、国が主体となって関係機関が構成員となる協議会を設置し、道路啓開計画の策定が行われており、また、当該計画を踏まえて、地方公共団体においても道路啓開計画の策定が進められている状況がみられた。

一方で、それ以外の調査対象地域では、道路啓開に係る備えは業務上の優先順位を考慮したことなどを理由として、国を主体とした協議会が設置されず、道路啓開計画が未策定であり、地方公共団体においても、道路啓開計画や作業手順書等の作成が行われていないなど、備えが進んでいない状況がみられた。

しかし、地震大国である我が国においては、どの地域においても大規模な地震が発生する可能性がある。国及び地方公共団体は、道路啓開計画等の対応方針が定まっていない場合、災害発生時の円滑かつ迅速な道路啓開の実施に支障が生じるおそれがあるため、首都直下地震や南海トラフ地震といった大規模な地震に対する事前の備えのみならず、それ以外の地域においても道路啓開について事前の備えをしておくことが必要であると考えられる。

また、道路は国道、都道府県道、市町村道等からなるネットワークが形成されており、発災時の道路啓開は、複数の道路管理者のみならず、警察、消防、自衛隊、民間事業者など多数の関係者との連携が重要である。さらに、上記の調査結果からは、地方公共団体における道路啓開の備えを進めていくためには、国が道路啓開に係る方針を明らかにした上で、それぞれの地方公共団体において具体的にどのような備えが必要かを検討できる判断材料を提供しなければ、地方公共団体では対応方針を策定することが困難であると考えられる。このため、国として実効性のある事前の備えを進めていくためには、国を主体として関係機関から構成される協議会等での協議を通じて、道路啓開計画の策定を推進していくことが重要であると考えられる。

さらに、道路啓開計画の策定後においても、必要に応じて計画の見直しや実効性を確保するために、関係者との意見交換や情報共有の場として、協議会や既存の会議の場を継続的に活用していくことや、訓練を実施することが非常に有効であると考えられる。例えば、県内の会議を通じた県内市町村への道路啓開計画内容の周知・伝達や県と市町村の合同訓練の実施等の取組を通じて、市町村におい

ても作業手順書等の作成を進めていくなど、地域として地震発生時の道路啓開に係る備えを高めていくことが重要である。

(所見)

したがって、国土交通省は、今後、全国で発生し得る大規模な地震発生時に、各道路管理者が円滑かつ迅速な道路啓開が行えるよう、首都直下地震や南海トラフ地震のような大規模災害の発生が想定される地域以外においても、国が主体となって道路管理者等の関係機関から構成される協議会を設置又は既存の会議等を活用し検討を行い、道路啓開計画の策定など事前の備えを推進していく必要がある。